



第 46 号
令和4年11月11日

牧之原市長 様

子ども子育て支援法に基づく勧告に係る改善措置について

学校法人榛原学園
理事長 増田 多朗

令和4年10月14日付け牧子第648号により勧告のあったこのことにつきまして、
下記のとおり報告します。

記

理事会審議年月日 令和4年11月10日

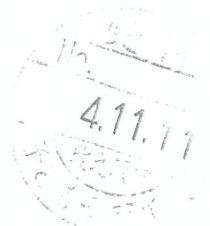
1 勧告事項(2) 安全な送迎バス運行体制の確保

1.1 勧告事項

送迎バスの運行を再開する場合には、①運転手及び乗務員に限らず、園長以下関係する職員の役割や安全確認手順を明確にし、運転手や乗務員が臨時の場合の運行体制、送迎バス降車後の園児の引き渡しや保護者への連絡確認を含めた送迎バス運行に係るマニュアルを作成し、②関係する職員が内容を把握するよう周知徹底して運行体制を整えること。なお、作成するマニュアルは今後、静岡県牧之原市と協力の上策定する教育・保育施設における児童の車両送迎に係る安全管理指針の内容を踏まえたものとする。

1.2 改善措置内容【改善実施時期 令和4年11月11日】

- 1.2.1 ①「運転手及び乗務員に限らず、園長以下関係する職員の役割や安全確認手順を明確にし、運転手や乗務員が臨時の場合の運行体制、送迎バス降車後の園児の引き渡しや保護者への連絡確認を含めた送迎バス運行に係るマニュアルを作成」することにつきまして



別紙「送迎安全管理マニュアル」記載のとおり、職員の役割や安全確認手順を明確にし、送迎バス降車後の園児の引渡しや保護者への連絡確認を含めた送迎バス運行に係るマニュアルを作成いたしました。なお、現時点では、送迎バスの運行再開を予定しておりません。今後、保護者から運行再開に積極的な意見が出はじめた後、運転手や乗務員が臨時の場合の運行体制にかかるマニュアルを作成し、当該マニュアルの検討及び最終的なシミュレーションを重ねた上で、十分な安全性が確保できる場合には再開することも検討いたします。

1.2.2 ②「関係する職員が内容を把握するよう周知徹底して運行体制を整えること」につきまして

別紙「送迎安全管理マニュアル」の内容については、1か月半に一度実施する職員研修及び業務内容に応じて分かれたグループごとに適時に実施するグループ研修において、定期的に再検討を行ってまいります。

2 勧告事項(4) 危険等発生時対処要領等各種マニュアルの定期的な見直しと実践的な職員研修の実施

2.1 勧告事項

①危険等発生時対処要領及び各種マニュアルについて、職員会議や園内研修などの機会を活用し、職員間での意見交換や内容を検討する場を設けて、周知と定期的な見直しを行うこと。また、②日常の運営において新たに判明した改善点については、その都度要領及び各種マニュアルに反映させるとともに、③重大事故が発生しやすい場面を想定した実践的な研修を計画的に行うこと。

2.2 改善措置内容【改善実施時期 令和4年11月11日】

2.2.1 ①「危険等発生時対処要領及び各種マニュアルについて、職員会議や園内研修などの機会を活用し、職員間での意見交換や内容を検討する場を設けて、周知と定期的な見直しを行うこと」につきまして

危険等発生時対処要領及び各種マニュアルについては、職員に周知し、1か月半に一度実施する職員研修及び業務内容に応じて分かれたグループごとに適時に実施するグループ研修において、定期的に再検討を行ってまいります。

また、令和4年11月9日に保育学の専門家である大学教諭を川崎幼稚園に招いて保育における安全管理に関する職員研修を行いました。当該研修において、職員は講師よりリスクマネジメントの基本的な考え方、保育におけるリスクマネジメントのあり方等について指導を受けました。保育におけるリスクマネジメントについては、重大事故は想定が容易ではないからこそ発生するため、単にマニュアルを精査したり、チェックの目を強化したりするだけでなく、一日の保育を見つめ直すことからリスクを発見し、対応を話し合うことが重要であることを学びました。今後は、全職員が自身の担当とは別のクラスの保育について観察記録を作成した上、当該観察記録を基に職員間でディスカッションをし、リスクとそれに対する対応について検討する研修を重ねていく予定です。具体的には、以下の研修を行うことを予定しており、来年度以降も様々なテーマで月1回を目途に職員研修を行うことを予定しております。

＜今後の保育研修計画＞

令和4年12月22日

「記録から見直す保育の一日の流れ」

令和5年1月（日未定）

「保育の一日の流れから探るリスク」

令和5年2月（日未定）

「保育のねらいと子どものあそびから考えるリスクへの対応」

令和5年3月（日未定）

「保育におけるリスクマネジメント再考」

- 2.2.2 ②「日常の運営において新たに判明した改善点については、その都度要領及び各種マニュアルに反映させる」こと及び③「重大事故が発生しやすい場면을想定した実践的な研修を計画的に行うこと」につきまして

危険等発生時対処要領及び各種マニュアルについて、実際に運用をするなかで新たに判明した改善点は、1か月半に一度実施する職員研修及び業務内容に応じて分かれたグループごとに適時に実施するグループ研修において定期的に再検討を行い、その都度要領及び各種マニュアルに反映いたします。既に行った研修及び今後の研修の計画については、前記2.2.1のとおりです。

また、前記2.2.1のとおり、重大事故は想定が容易ではないからこそ発生するという実情及び専門家からの同主旨の助言も踏まえ、各職員に普段と異なる現場も経験させることで（普段は幼児を担当している職員が、乳児の保育にも携わらせるなど）、新たな視点から危険性を分析し、検討するという試みを行うことを予定して

おります。予め重大事故が発生しやすい場面を想定するのではなく、異なる視点により重大事故が発生する可能性がある場面を指摘させて、これにより得られた知見は職員研修やグループ研修、安全管理委員会で共有、検討し、マニュアルに反映いたします。

さらに、保護者の皆様にも今後の園の運営を見ていただき、保護者の目線からみて安全管理上の改善点があればそれを共有、検討し、マニュアルに反映することも検討しております。

以 上